

# 実務の現場から

## 再転相続における相続放棄と相続人不存在

実務上の注意喚起として、当方の受任事件（以下「本件」という）を簡単に紹介したいと思う。

本件における被相続人はXであり、X相続人は前妻Yとの間の子A・B及び後妻Zである。X・Z間に子どもはいない。A・B・Z間で遺産分割協議を行うことができず、そのまま数十年放置することとなってしまい、その後、Zが死亡した。

A・BにてXに係る遺産分割協議を行い、相続登記を行うため法務局へ出頭したところ、登記官より「相続人がA・B以外にも多数存在するので、このまま登記手続を進めることはできない。」と言われ、途方に暮れ、当方までご相談いただいたという経緯である。

本件はX⇒Zの順に順次相続が発生したものであるが、X・Z間には子どもがいないため、Zの相続についてはその兄弟姉妹が相続人となる。Zには兄弟姉妹が多数存在し、しかもZが死亡してから相当の年数が経過していたこともあって、Z相続人は相当高齢であるか、または既に死亡している可能性が高い状況であった。

当方で戸籍を代理取得しX相続の相続人を確定させたところ、A、BおよびZ相続人（16名）の合計で18名いることが判明し、当方より各相続人に対してそれぞれ意向を伺うこととなった。

結果的には、Z相続人は相続放棄を行うこととなり、A・Bは熟慮期間の経過（民法915条）により相続放棄ができない状況であったためA・B間で遺産分割協議を行い、最終的にはAの単独名義に相続登記を行うこととなった。

ここでポイントとなるのが、「相続放棄における被相続人を誰にするか？」という問題である。本件は再転相続であり、民法916条および最三小判昭63・6・21金法1206号30頁によれば、Z相続

人はZ相続についても、X相続についても、自由に選択して相続放棄することができる。

ただし、本件において、Z相続人がZ相続についてのみ相続放棄してしまうと、Zの相続分については「相続人不存在（民法951条以下）」となり、同条以下の手続を踏まなければ、A単独名義への相続登記を行うことができなくなり、迂遠である。

よって、本件における相続登記の観点からは、Z相続人は、Z相続ではなく、X相続について相続放棄を行うことが望ましいと考えられる。

しかしながら、そもそもZ相続人はZの兄弟姉妹及び甥・姪に当たる方々で、Xとは無関係であり、Xの顔も名前も知らないような状況であったことから、X相続についてのみ相続放棄を行うことは相当の抵抗感があるだろうと考えられた。

一方で、Z相続人からは、「こんな面倒なことに巻き込まれて非常に迷惑である。2度とこのような事態にならないように、手続を進めてほしい。」と強い要望が寄せられていた。

そこで、当方からZ相続人に対しては、「XとZの両方を被相続人として、相続放棄の手続をとっていただく」ことをご案内したところ、皆様よりご納得いただいた。

上記の考え方を管轄法務局に対して事前照会した上で、管轄家庭裁判所に対して相続放棄の申述を行った（書面作成を代理した）ところ、家庭裁判所からは、「Z相続人は、Z相続についてののみ相続放棄すれば足りるのではないか？」との質問を受けた。そこで、上記の考え方を改めて説明したところ、家庭裁判所にも納得してもらえ、本件相続放棄は無事完了した。

（司法書士 高橋吉成）



### 編集後記

◎発売を心待ちにしていた月刊の2誌を求めいつもの書店に向かうとお盆でお休み。仕方なく近くの店で探すも1誌がなかなか見つかりません。やむなくレジ前の若い店員さんに誌名を告げ所在を尋ねると、今度はその雑誌そのものを知らないうとのこと。結局、やり取りを聞いていた別の店員さんの助けで2誌とも購入できたのですが、私がレジ前の店員さんと同じ歳の頃から発行されているロングセラーながら、昨今の雑誌離れを痛感した出来事でした。皆様、末永い本誌のご愛顧を。

◎長男が生後6か月を迎え、「ハイパーブラスデー」ということで記念写真を撮りました。利用したのは子供（赤ちゃんも含む）の記念写真を専門にする写真室。その分野に特化しているだけあって、子供の興味の引き方やあやし方が巧みで、一般的な写真室で撮るよりもいい笑顔だった気がします。本号の「そこから先」（45頁）でもその分野の「専門性」を考慮してチームで連携することの重要性のお話がありますが、プロの中にも専門があると感じた出来事でした。（亮）

## 月刊 登記情報

第59巻9号（通巻694号）令和元年9月1日発行（毎月1日発行）

編集人/稲葉智洋 t.inaba@kinzal.co.jp  
堀内 亮 r.horiuchi@kinzal.co.jp

発行所/一般社団法人金融財政事情研究会◎  
企画・制作/株式会社きんざい

編集/登記情報編集室 Tel.03-3355-1713（直） Fax.03-3355-3763 touki@kinzai.or.jp  
住所/東京都新宿区南元町19番地 〒160-8520

販売/株式会社きんざい ■本社 〒160-8520 東京都新宿区南元町19  
申込先 Tel.03-3358-0019（直） Web https://www.kinzai.or.jp/  
■大阪支社 〒541-0041 大阪市中央区北浜4-8-4 住友ビル第4号館 Tel.06-6222-5291  
■名古屋支社 〒460-0003 名古屋市中区錦1-17-13 名興ビル Tel.052-211-1661  
■福岡支社 〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2 福岡証券ビル Tel.092-761-1511

印刷所/文唱堂印刷株式会社 Printed in Japan